

○江田島市広告掲載取扱要綱

平成 20 年 9 月 26 日

訓令第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の資産への民間企業等の広告の掲載又は表示(以下「掲載等」という。)をするため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 市の資産への広告の掲載等は、市の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第 3 条 市の資産のうち広告の掲載等ができるもの(市の資産の性質により広告の掲載等を行うことが適当でないものとして、市長が定めるものを除く。以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が作成する広報誌，封筒，冊子類，納付書及び領収書等の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できると市長が認めるもの

2 広告媒体の種類は、広告媒体ごとに要綱等に定めることとし、広告媒体を所管する課又は室等の長(以下「所管課長等」という。)は、広告媒体として活用可能なものについて広告掲載に努めるものとする。

(基本原則)

第 4 条 広告媒体への民間企業等の広告の掲載等の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 市民に不利益をもたらすことのないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものであること
- (5) 本市の条例及び関係諸法令並びに社会秩序を守るものであること
- (6) 広告掲載等の内容に係る一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わないものであること

(広告掲載基準)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告の掲載等を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を含むもの

- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 江田島市の市税を滞納しているものに関わるもの
- (10) その他広告掲載等をする広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載等のできる広告に関する基準は、江田島市広告掲載基準(平成20年江田島市訓令第17号)に定める。

(取扱基準等)

第6条 所管課長等は、広告の掲載位置、規格、掲載期間、募集方法、広告掲載料等の必要な事項について広告媒体ごとに第3条第2項の要綱等で定めるものとする。

(広告主の責任)

第7条 広告主は、掲載等をする広告の内容、広告の掲載等により発生する負担その他広告の掲載等に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

2 広告主は、決定を受けた広告の掲載等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し)

第8条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載等をする旨の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出期限までに広告の原稿を提出しなかったとき
- (2) 広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) その他広告主の責めに帰する事由により広告の掲載等をするのが適当でなくなったとき

2 広告の掲載等により市の業務に重大な支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき、又は市の都合により広告の掲載等ができなくなったときは、広告の掲載等をする旨の決定を取り消すことができる。

3 前2項の規定により広告の掲載等をする旨の決定を取り消したときは、所管課長が定める様式により当該広告主に通知するものとする。

(審査機関)

第9条 広告掲載の可否、広告料、広告の内容等に関して疑義が生じた場合において、これらを審査するため、江田島市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 財政課長
- (3) 委員 総務課長，企画振興課長，商工観光課長を常任の委員とし，他に所管部署の所属長を委員とする。
- (4) 当分の間「顧問」として，副市長を充てる。

3 委員長は，会務を総理する。

4 委員長に事故がある時は，副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 10 条 委員長は，委員の求めに応じ，又は委員長が必要であると認めたときは，委員会の会議を招集し，その議長となる。

2 委員会の会議は，委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

4 委員長は，必要があると認めるときは，委員会に関係者の出席を求め，その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は総務部財政課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この訓令は，平成 20 年 10 月 10 日から施行する。